

### 住所変更・印鑑登録等は区内8か所にある

#### 最寄りの出張所等での手続きが便利

区内には7か所の出張所と豊洲特別出張所があり、住所変更や印鑑登録などの手続きが行えます。主な業務は表1のとおりです。取扱業務の詳細や、手続きに必要な書類等は、区ホームページをご覧ください。各出張所等にお問い合わせください。

【出張所・豊洲特別出張所所在地および利用時間】表2のとおり

【閉庁日】土・日曜、祝日、年末年始

**水曜延長窓口・日曜窓口**  
**(本庁舎・豊洲特別出張所)**  
 ☎(3647)3162  
 FAX(3647)9206

区役所本庁舎の一部窓口と豊

表2 出張所・豊洲特別出張所の所在地および利用時間

①出張所(所在地)	電話
白河出張所(白河1-3-28深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1カメリアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355
②豊洲特別出張所(所在地)	電話
【利用時間】平日8:30~17:00(水曜は19:00まで)、原則第2日曜9:00~16:00	
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316

表1 出張所・豊洲特別出張所の主な取扱業務

①出張所での主な取扱業務
○住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届)※1
○印鑑登録・印鑑登録証明書
○住民票
○特別区民税・都民税の納税(非)課税証明書(税の申告をしている方)、軽自動車税(種別割)納税証明書
○戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付(江東区が本籍の方)
○マイナンバーカードの暗証番号再設定
○国民健康保険の届け出※2
○国民年金の届け出の受付※3
○母子手帳の交付(保健所・保健相談所でも交付できます)
②豊洲特別出張所での主な取扱業務・問合先
○①の出張所で行っている業務
○戸籍の届け出(婚姻届・出生届・転籍届など)※4
○豊洲特別出張所戸籍係☎5859-0069
○児童手当・子ども医療費助成に関する手続き※5
○子ども家庭支援課給付係☎5859-0165

※1:外国人が国外から転入した場合や、新たに中長期在留者の資格を取得した場合の手続きは、区役所(区民課住民記録係)のみになります。

※2:国民健康保険の加入および喪失手続き、保険証の再発行、高額療養費の受付、給付申請(葬祭費・出産一時金・療養費の一部)のみになります。

※3:国民年金加入手続き(新規加入を除く)、現年度分保険料の免除申請のみになります。

※4:離婚や養子縁組の届け出等および外国人の方の届け出は、区役所(区民課戸籍係)のみになります。

※5:児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成は、区役所(子ども家庭支援課給付係)のみになります。

### 江東区外への引越し

#### 転出の届け出はオンライン・郵送で手続き可能

江東区以外に住所を移す時は、転出の届け出が必要です。窓口で手続きを行う場合、住所変更等の届け出が集中し、手続き終了まで長時間お待ちになる場合がありますので、便利なオンライン・郵送手続きをご利用ください。

なお、引越しをする日の14日前から転出の届け出ができます。オンライン申請のご利用を

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルおよび署名用電子証明書を利用して、

転出の届け出が集中し、手続き終了まで長時間お待ちになる場合がありますので、便利なオンライン・郵送手続きをご利用ください。

なお、引越しをする日の14日前から転出の届け出ができます。オンライン申請のご利用を

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルおよび署名用電子証明書を利用して、

### 在留外国人の無年金の方等に特別給付金

#### 国民年金制度対象外のため受給資格を得られなかった方へ

特別永住者や特別永住者から帰化した方等で、国民年金の制度上、老齢基礎年金等の公的年金を受給できない高齢者、または重度の障害があり障害基礎年金等を受給できない方に給付金を支給します。

区内で住民登録を行った日から引き続き2年以上区内に居住している特別永住者の方等で、次の①②いずれかに該当する方。

①大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた方で公的年金の受給資格がない方

②昭和57年(1982年)1月1日前に20歳に達し、同日前の病気や怪我等が原因で重度心身

郵送は必要書類3点を留意して投函するだけ

マイナンバーカードをお持ちでない方は、郵送申請を利用できます。

【必要書類】

○転出届(郵送用)※原則、本人のみの手続きとなります。(用紙は区ホームページ、区役所、豊洲特別出張所、各出張所で入手可)

○本人確認書類の写し(有効期限内の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等)

○郵便料金分の切手を貼った返信用封筒(転出証明書の発行がない、国外への転出および特例転出届は不要)

※返信用封筒の宛先には、今ま

での住所または、新しい住所(郵送時に受取可能な場合のみ)を記入ください。第三者からのなりすまし申請を防止するため、その他の住所には送付できません。

【郵送申請後の流れ】

必要書類が区役所に到着後、2~3営業日以内に転出証明書を発送します。転出証明書は、新しい区市町村で転入の届け出をする際に必要になります。

※転出届に伴い、介護認定や児童手当等の各種届け出が別途窓口で必要になる場合があります。また、国外への転出で在外選挙制度を利用する場合は手続きが必要で、詳細は各担当課に確認してください。

引越し手続きのうち、オンラインおよび郵送申請できるのは転出手続きだけです。

江東区以外の区市町村(国外を含む)から江東区に住所を移す転入届や、江東区内で住所を移す転居届は、居住場所や各種確認の聞き取りを行うため従来どおり窓口のみで受付しています。繁忙期等、窓口の混雑状況により、お待たせしてしまう場合もあります。

区民課住民記録係  
 ☎(3647)3162  
 FAX(3647)9206

### 建築物防災週間

#### 地震や火災に備え建物の点検を

3/1(水)~7(火)

建築物の防災対策の推進を目的に、毎年春と秋に全国一斉の建築物防災週間が設けられています。建築物・工作物の所有者・管理者等は、それらを常に安全な状態で維持するよう努めます。

建築基準法に定められていることが、建築基準法に定められています。この機会に、所有・管理している建築物・工作物・付属するプロック塀等を点検し、気がかりな点があれば、専門家へ相談しましょう。

### 親子消費者講座・見学会

#### 親子で東証アローズ・貨幣博物館見学

3/29(水)

施設見学や株式投資体験を通して、親子で投資やお金について学びます。

【日時】3月29日(水)午前9時25分~午後1時15分(帰着予定)

【会場】東証アローズ(中央区日本橋兜町2-1)、貨幣博物館(中

【費用】無料

【申し込み】3月11日(土)消印有効

【申込】区ホームページまたは往復はがき(1組1枚)に①講座名②参加希望親子の氏名(ふりがな)③住所④電話番号⑤親子の年齢・性別⑥子どもの学年を記入し、〒135-0011扇橋3-22-2パルシティ江東2階消費者センターへ

☎(5683)0321  
 FAX(5683)0318